

令和2年度 第1回浜松市障がい者自立支援協議会 東エリア連絡会全体会

日時 令和2年7月15日(水)
13時30分から15時30分
場所 東区役所 31・32 会議室

1 開 会

東区社会福祉課長あいさつ

2 議 題

1. 全体会構成員・事務局 自己紹介
2. 浜松市障がい者自立支援協議会について（浜松市障害保健福祉課：山内）
3. 東エリア組織図説明・承認（浜松東障がい者相談支援センター：玉木）
年間スケジュール 説明・承認
4. 浜松市障がい者自立支援協議会東エリア連絡会 会則説明・承認

休憩

3 グループワーク

4 その他

5 閉 会

令和2年度浜松市障がい者自立支援協議会 東エリア連絡会 全体会 名簿

【構成員】

	区分	所属		氏名
1,	計画相談	社会福祉法人天竜厚生会	相談支援事業所ひがし	長谷川純也
2,	児童サービス	医療法人社団至空会	児童発達支援センターさんぽみち	濱島 努
3,	成人サービス	NPO法人六星	ウィズ半田	斯波千秋
4,	高齢者サービス	社会福祉法人峰栄会	さぎの宮寮	高杉威一郎
5,	高齢者相談	社会福祉法人峰栄会	地域包括支援センターさぎの宮	河合鮎美
6,	教育関係	浜松市教育委員会	スクールソーシャルワーカー	根木奈保
7,	医療関係	浜松医科大学医学部附属病院	精神神経科 精神保健福祉士	豊田志保
8,	地域福祉	社会福祉法人社会福祉協議会	浜松地区センター東区事務所	富田真理恵
9,	当事者関係		知的障害者相談員	高林玲子
10,	民生委員等関係		東区民生児童委員協議会会長	清水 猶

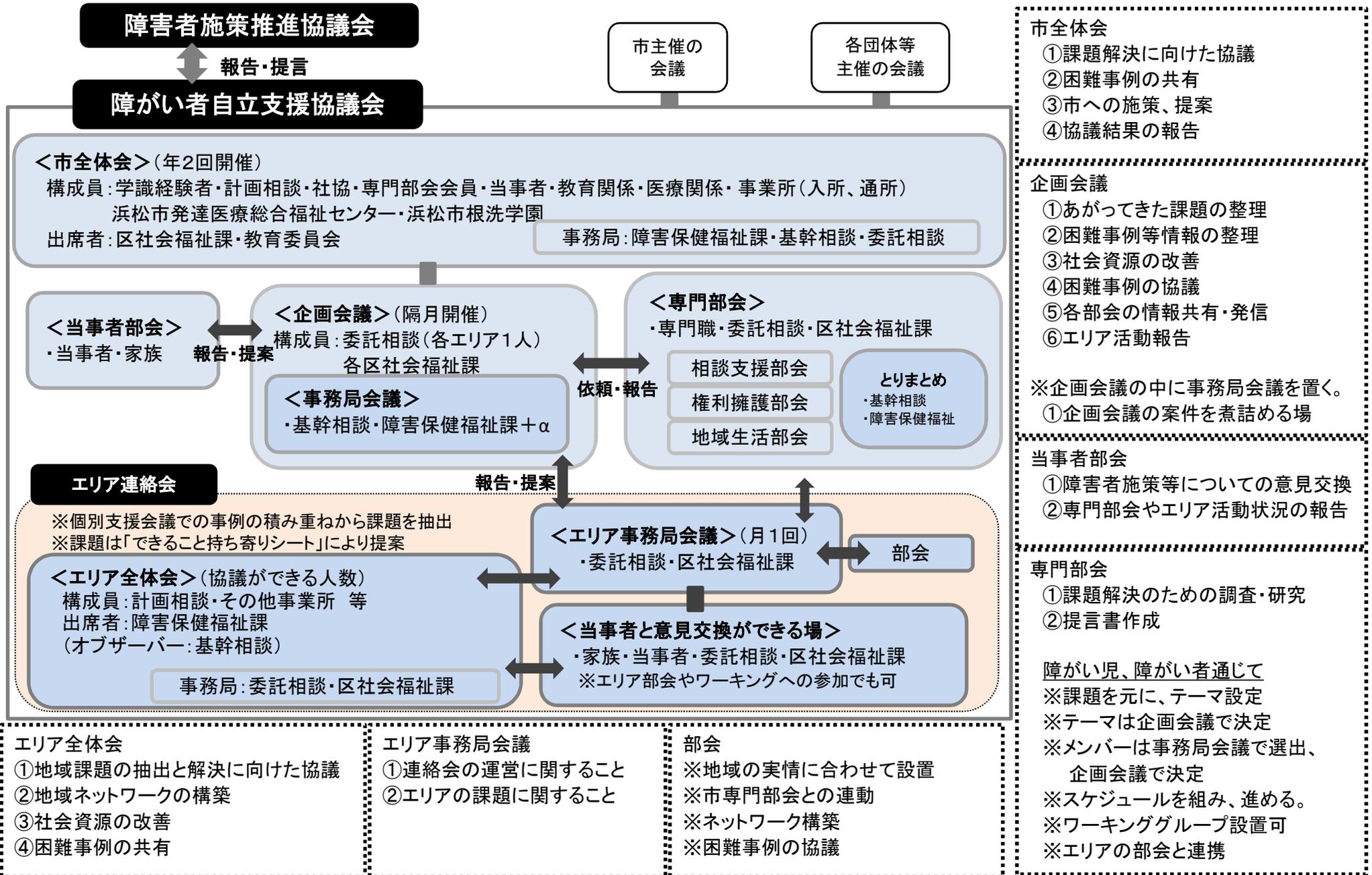
【事務局】

11,	事務局	東区社会福祉課	障害福祉グループ長	久野加津夫
12,	事務局	浜松市東障がい者相談支援センター	管理者	玉木祐次郎
13,	事務局	浜松市東障がい者相談支援センター	相談員	平野明臣
14,	事務局	浜松市東障がい者相談支援センター	相談員	三嶋真実
15,	事務局	浜松市東障がい者相談支援センター	相談員	大軒優一

16,	オブザーバー	浜松市基幹相談支援センター		雨宮 寛
17,	オブザーバー	浜松市基幹相談支援センター		松井 亮
18,	オブザーバー	浜松市障害保健福祉課		

浜松市障がい者自立支援協議会

目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



令和2年度 障がい者自立支援協議会 年間予定表

<目標>
 「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市全体会						 第1回 9月8日(AM)					 第2回 2月8日(AM)		
事務局会議		 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	
企画会議			 会議 6月30日		 会議 8月17日	 会議 9月24日		 会議 11月28日		 会議 1月28日		 会議 3月4日	
専門部会	 相談支援部会  生活支援部会  権利擁護部会												
	相談支援ワーキング			(仮)委託相談評価ワーキング			こどもワーキング (アヒムトサール)			(仮)こどもワーキング (かけはしネット)			
	※テーマ、スケジュール等を関係機関と調整後に開始。												
エリア総会	体制・構成員・部会等調整			新体制スタート 7/15北エリア 東エリア 8/4浜北・天竜エリア 8/19中エリア									
エリア事務局会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	
エリア総会	体制・メンバー調整			 部会 課題解決型：スケジュールを設定して活動（ネットワーク作りを目的とした部会も可）									
内容													
備考(予定)			○6/30施策協			○当事者部会	○施策協					○施策協	

障がい者自立支援協議会（企画会議）

← は課題の流れを示す

浜松市障がい者自立支援協議会 東エリア連絡会
～向こう三軒両隣 つながり広がる東区に～

東エリア全体会

- ・目的：東エリアの地域課題の検討や、エリア連絡会の活動の協議・承認を行う。短期型課題検討部会への課題提起や部会コアメンバー推薦等も行う。各課題について、エリア連絡会で解決が困難な場合や、浜松市への提言が必要になった場合には、障がい者自立支援協議会（企画会議）への報告を協議する。
- ・頻度：年2回以上。随時開催。
- ・構成員：障がい福祉サービス(児)、障がい福祉サービス(者)、計画相談、民生委員児童委員協議会、高齢者相談センター、高齢者福祉サービス、教育SSW、CSW、当事者団体、医療機関
- ・事務局：東センター、東区社会福祉課
- ・出席者：障害保健福祉課
- ・オブザーバー：基幹相談

東エリア事務局会議

- ・目的：課題抽出、課題検討、連絡会全体の事務調整、協議会専門部会への出席等
- ・頻度：月1回
- ・事務局：東センター、東区社会福祉課
- ・オブザーバー：基幹相談

短期型課題 検討部会

目的：東エリア全体会から出された地域課題を期間を設け、集中的に解決に向けて検討をしていく。検討結果は全体会構成員へ報告し、必要に応じて研修会の開催、企画会議への提言等を取りまとめる。
コアメンバーは、課題に応じて精通した人材を招集する。
事務局：東センター、東区社会福祉課

研修

目的：短期型課題検討部会や全体会、地域課題等で出された課題により必要な内容に応じて研修を行う。
研修内容：東エリアの地域課題について・スキルアップ研修・その他必要に応じた内容等
頻度：年1回以上
事務局：東センター、東区社会福祉課

東エリア ネットワーク会議

目的：地域とのつながりを作り、つながりの輪を広げる
内容：東エリアにある事業所の横の繋がりを持つための会議
対象：東エリア全事業所
頻度：年1回以上

その他、必要に応じ、柔軟に部会設置検討。

当事者意見交換会

目的：制度や資源等に関する情報を提供すると共に、座談会を開き、当事者が意見を言える場とする。
頻度：年2回程度。

個別支援会議（計画・委託相談）

個々のケースが抱える課題

地域に還元

令和2年度 障がい者自立支援協議会 年間予定表【案】

浜松市協議会目標

「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

協議会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市全体会						◎					◎	
企画会議			◎		◎		◎		◎			◎
事務局会議	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
						施策協						施策協

東エリア連絡会 テーマ 「～向こう三軒両隣 つながり広がる東区に～」

エリア連絡会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア全体会				◎			臨時10/28					◎
事務局会議	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
短期型課題解決部会	課題解決型：随時開催											
研修開催	年1回以上											
ネットワーク会議	年1回以上											
当事者意見交換会	年2回程度											

東エリア自立支援連絡会 第1回 全体会 7/15（水）13:30～ 東区役所内31・32会議室

東エリア自立支援連絡会 第2回 全体会予定 10/28（水）13:30～ 東区役所内31・32会議室

浜松市障がい者自立支援協議会 東エリア連絡会 会則（案）

（目 的）

第1条 この会則は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に定めるもののほか、浜松市障がい者自立支援協議会 東エリア連絡会（以下「連絡会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組 織）

第2条 連絡会は、エリア内にある障がい者を支援する事業所及び連絡会が必要と認める関係機関により構成する。ただし、連絡会の運営上必要があると認めるときは、関係機関の見直しを行うことができる。

2 連絡会の構成員は、前項に定める関係機関において選出された者をもって充てる。

3 連絡会の構成員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務）

第3条 連絡会の構成員は、正当な理由がなく、職務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第4条 連絡会に事務局を置く。事務局は、浜松市東障がい者相談支援センター及び東区社会福祉課をもって組織する。

（会 議）

第5条 連絡会は、次の会議等を開催する。

（1）全体会 年2回以上

（2）部 会 必要に応じて随時開催

（3）事務局会議 月1回開催、ただし、必要に応じて随時開催

（4）その他 課題に応じた会議、事業等を随時開催

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において書面又は代理人をもって議決権を行う者はこれを出席とみなす。

3 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決するところによる。

4 社会情勢や、緊急事態等で会議が開催することが困難なときは、書面やインターネットを用いた会議等で構成員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

5 連絡会は、必要があると認める時には、会議に構成員以外の出席を求めることができる。

6 会議の開催は、必要に応じて、随時開催できる。

（会議の構成員）

第6条 各会議の構成員は、別紙「構成員名簿」に定める。

（全体会の傍聴）

第7条 全体会は、構成員以外も傍聴することができる。ただし、傍聴希望者は、会議前に傍聴希望の申出をし、構成員の許可を得ることで、傍聴することができる。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

全体会グループワーク名簿

1 グループ

	氏名	所属	備考
1	長谷川純也	社会福祉法人天竜厚生会 相談支援事業所ひがし	
2	濱島 努	医療法人社団至空会 児童発達支援センターさんぽみち	
3	柴山 悠介	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 浜松地区センター東区事務所	
4	河合 鮎美	社会福祉法人峰栄会 地域包括支援センターさぎの宮	
5	根木 奈保	浜松市教育委員会 スクールソーシャルワーカー	
6	玉木祐次郎	浜松市東障がい者相談支援センター	ファシリ
7	三嶋 真実	浜松市東障がい者相談支援センター	書記（発表）
8	雨宮 寛	浜松市基幹相談支援センター	オブザーバー
9		障害保健福祉課	

2 グループ

	氏名	所属	備考
1	清水 猶	東区民生児童委員協議会会長	
2	高林 玲子	東区知的障害者相談員	
3	斯波 千秋	NPO 法人六星 ウィズ半田	
4	高杉威一郎	社会福祉法人峰栄会 特別養護老人ホームさぎの宮寮	
5	豊田 志保	浜松医科大学医学部附属病院	
6	平野 明臣	浜松市東障がい者相談支援センター	ファシリ
7	大軒 優一	浜松市東障がい者相談支援センター	書記（発表）
8	松井 亮	浜松市基幹相談支援センター	オブザーバー
9		東区社会福祉課	

事前にあがった地域課題

- ・実態把握が難しい。そのため現状の把握が十分わかっていない（清水会長）
- ・コロナ感染対策として、行動制限が出された時に孤立化が心配される方々への配慮・発信について（災害時の安否確認のように）（相談員高林様）
- ・地域資源の共有、情報共有、連携について話し合いたい（SSW 根木様）
- ・障、高世帯の問題、ひきこもり、精神疾患または発達障害等疑われる方が高齢化等で問題が顕在化してきた時の対応、支援体制について（包括さぎの宮河合様）
- ・療育支援を受けている児童数、不登校学童数、ひきこもり、要対協対象児童数。このような子ども達のいる家庭数等、数量によって見える化できるものがないか（さんぽみち濱島様）
- ・課題のある保護者が療育する未満児の過ごす場所について（ひがし長谷川様）